

ワンポイント会計基準

vol.287 「中間財務諸表に関する会計基準」および「中間財務諸表に関する会計基準の適用指針」の公開草案の公表について

2023年11月に「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第79号）が成立し、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）が改正されました。これにより、上場企業等について金融商品取引法上の四半期開示義務（第1・第3四半期）が廃止され、取引所規則に基づく四半期決算短信に一本化されます。開示義務が残る第2四半期報告書については、半期報告書として提出することになります。

これを受けて、2023年12月15日、企業会計基準委員会（ASBJ）から、「中間財務諸表に関する会計基準」および「中間財務諸表に関する会計基準の適用指針」の公開草案（以下、まとめて「本公開草案」という）が公表されました。今回は、本公開草案の概要をご紹介します。

1. 本公開草案の概要

（1）本公開草案の基本的な方針

本公開草案は、中間財務諸表の記載内容が従前の第2四半期報告書と同程度の記載内容となるように、基本的に「四半期財務諸表に関する会計基準」および「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」（以下、まとめて「四半期会計基準等」という）の会計処理及び開示を引き継いでいます。

（2）本公開草案で個別に検討した項目

上記の（1）に記載したとおり、中間財務諸表の作成にあたって必要な会計処理について基本的に四半期会計基準等の会計処理に関する定めを引き継いでいますが、中間財務諸表において期首から6か月間を1つの会計期間（中間会計期間）とすることに伴い差異が生じる可能性がある次の項目については個別に検討を行ったとのことです。

（ア）原価差異の繰延処理

（イ）子会社を取得又は売却した場合等のみなし取得日又はみなし売却日

（ウ）有価証券の減損処理に係る中間切放し法

- (エ) 棚卸資産の簿価切下げに係る切放し法
- (オ) 一般債権の貸倒見積高の算定における簡便的な会計処理
- (カ) 未実現損益の消去における簡便的な会計処理

2. 適用予定時期

本公開草案は、改正後の金融商品取引法の規定による半期報告書の提出が求められる最初の中間会計期間から適用予定とのことです。

以上